

# 専門家派遣事業実施要領

## （目 的）

第1 この要領は、創業や経営革新等に取り組む中小企業者等の経営課題に応じ、専門的な指導・助言を行う者（以下「専門家」という。）を派遣する専門家派遣事業を適切に推進するため、必要な事項を定める。

## （対象企業）

第2 この事業の対象企業は、長野県内に事業所を有している次の中小企業者等とする。

### 1 一般枠（向け）

次の要件のいずれにも合致する中小企業者等とする。

- （1）創業及び経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- （2）創業及び経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- （3）専門家派遣により支援の効果が期待できる状況と判断されること。

なお、中小企業者とは中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者とする。

### 2 DX・省力化枠（向け）

第1項の要件のいずれにも合致し、かつ、次の要件のいずれかに合致する中小企業者等とする。

- （1）管理システムのA I化、ホームページへの注文・予約システムの完全導入、ECサイトへの本格的な移行など、A IやI Tなどのデジタル技術を用いることで、自らの経営形態あるいは従来のビジネススタイルからの根本的な変容を目指す意欲があること。
- （2）業務内製化等を担うデジタル技術に精通した人材の確保又は育成により、持続的な付加価値向上や事業効率化を目指す意欲があること。
- （3）人手不足に対応するために省力化機器等を新たに導入することにより、省力化、組織変革を目指す意欲があること。

### 3 小規模事業者枠（向け）

事業を開始した日以後1年以上を経過しており、第1項の要件のいずれにも合致する小規模事業者とする。

なお、小規模事業者は、別に定める実施要綱において定義する。

### 4 創業者枠（向け）

次の要件のいずれにも合致する中小企業者等及び創業予定者とする。

- （1）経営の向上を目指す意欲があること。
- （2）経営上の問題点及びその問題点解決にあたっての課題が明確であること。
- （3）専門家派遣により支援の効果が期待できる状況と判断されること。
- （4）次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ① 事業を営んでいなかった個人が、事業を開始した日以後1年を経過していない者
- ② 事業を営んでいなかった個人により設立された会社であって、個人として事業を開始した日以後1年を経過していない者
- ③ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに

中小企業者である会社を設立した会社であって、その設立の日以後1年を経過していない者

④ 概ね1年以内に長野県内で創業を予定している者

(5) 専門家派遣実施にあたり、県内に店舗を有する金融機関の本支店、県内商工会議所または県内商工会との連携支援が図られること。

#### (派遣申請)

第3 長野県産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、専門家派遣を希望する中小企業者等（以下「支援希望企業」という。）を公募するものとする。

2 一般枠の支援希望企業は、理事長に、専門家派遣申請書（様式第1-1号）を提出するものとする。

3 DX・省力化枠の支援希望企業は、専門家派遣申請書（様式第1-1号）に、新たに導入する機器等を活用して変容したい内容を必ず記載して提出するものとする。

4 小規模事業者枠の支援希望企業は、別に定める実施要綱に沿って申請するものとする。

5 創業者枠の支援希望企業は、理事長に、専門家派遣申請書（様式第1-2号）を提出するものとする。

なお、第2第4項第5号の要件を満たしていることを明確とするため、提出する申請書には、金融機関、商工会議所または商工会の意見が付されていなければならない。

6 派遣申請書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

#### (事前調査)

第4 理事長は、専門家派遣事業を適切に行うため、審査・採択をする前に専門家派遣事業事前調査票（様式第2号）により、支援希望企業に必要な調査をするものとする。

#### (同意書の提出)

第5 支援希望企業は、理事長に支援企業同意書（様式第3-1号）を提出するものとする。

なお、創業者枠支援希望企業は、理事長に支援企業同意書（創業者枠）（様式第3-2号）を提出するものとする。

#### (審査・採択)

第6 理事長は、支援希望企業を審査し、採択（以下、採択された支援希望企業を「支援企業」という。）するものとする。

#### (不採択企業への配慮)

第7 理事長は、不採択とした企業の経営向上のため、経営革新等の支援に努めるものとする。

#### (専門家名簿への登録)

第8 理事長は、専門家派遣事業を実施する民間の専門家を公募し、専門家の名簿を作成するものとする。

2 前項の専門家は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、(特定)社会保険労務士、建築士、弁理士、司法書士、行政書士、弁護士、販売士、情報処理技術者、技術士、ISO審査員(補)及びHACCP専門講師のいずれかの資格を有する者
- (2) 企業、大学、公的研究機関等の管理者、技術者等として10年以上の実務経験を有し、創業、経営革新、販路開拓、商品開発等の中小企業支援の経験を有する者
- (3) その他、理事長が特に必要と認める者

3 専門家名簿への登録を希望する専門家は、次のいずれかに該当する書類を添えて専門家名簿登録依頼書(様式第4号)及び専門家名簿登録同意書(様式第5号)を理事長に提出するものとする。

- (1) 前項第1号に該当する者は、その免状等の写し。
- (2) 前項第2号及び第3号に該当する者は、本人の確認ができるもの(運転免許証等)の写し。

4 専門家名簿への登録の有効期間は2年度以内とし、西暦の偶数年度期初に新たな専門家名簿を作成するものとする。

5 専門家名簿への登録は随時行うこととする。ただし、その場合であっても、登録の有効期間は西暦の奇数年度期末までとする。

#### (専門家名簿からの登録の取消)

第9 理事長は、専門家名簿へ登録した専門家(以下「登録専門家」という。)が助言上知り得た秘密事項等を他に漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は心身の故障のため助言業務に耐えられないと認められる場合は、登録を取り消すものとする。

#### (事業の実施)

第10 理事長は、支援希望企業が登録専門家を指定し派遣申請する場合は、その専門家が当該企業と協議の上策定した専門家派遣事業実施計画書(様式第6号)を徴し、計画が適切と認められる場合には、専門家を派遣するものとする。

2 理事長は、支援希望企業の経営課題に応じ、登録専門家の過去の支援実績を確認し、適切と認められる登録専門家を紹介することができる。

3 支援企業への専門家派遣は、予算の範囲内において次のとおりとする。

- (1) 同一年度内において、1企業につき1経営課題についてのみ派遣するものとする。
- (2) 派遣時間は、2時間を1単位とし、1年度内12単位(24時間)、1日3単位(6時間)を限度とする。  
ただし、小規模事業者枠及び創業者枠の支援企業の派遣時間は、1年度内9単位(18時間)、1日3単位(6時間)を限度とする。
- (3) 小規模事業者枠及び創業者枠の支援企業が、派遣実施が終了した後に同じ経営課題に関する支援を続けて希望する場合、同一年度内に予算の範囲内で最大3単位(6時間)の一般枠またはDX・省力化枠をさらに申請することができる。

なお、この申請でDX・省力化枠を希望する場合は、第2第2項に規定する要件を満た

していなければならない。

(4) 派遣には、1単位以上となるオンラインを活用した会議を含むものとする。

4 理事長は、登録専門家を派遣するに当たり、必要に応じて職員を立ち合わせるものとする。

5 登録専門家は、専門家派遣事業の実施日毎に、速やかに専門家派遣事業実施報告書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

6 第1項の実施計画書及び前項の実施報告書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

#### **（派遣に適さない支援希望企業及び登録専門家）**

第11 第3第2項から第4項の規定による申請をした支援希望企業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第10第1項の規定による決定をすることができない。

(1) 派遣しようとする専門家の事務所において事業を行う場合（第10第3項第4号に規定するオンライン会議を除く）

(2) 派遣の要請が単に専門家による資料等の作成代行（ホームページ作成を含む。）と認められる場合

(3) 支援希望企業の要請に基づき、複数の企業に対して支援を行う場合（集団研修等）

(4) 3年連続して専門家派遣を受けている場合

(5) その他、理事長が支援の対象として相応しくないと認める場合

2 登録専門家のうち、次の各号のいずれかに該当する者は派遣しないものとする。

(1) 支援希望企業の役員又は社員の身分を有する者

(2) 支援希望企業における役員等の4親等以内の親族である者

(3) 支援希望企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(4) 支援希望企業が、発行済み株式の総数もしくは出資価額の総額の50%以上に相当する数もしくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(5) 支援希望企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

#### **（登録専門家の守秘義務）**

第12 理事長は、登録専門家が助言上知り得た中小企業者等の企業秘密を厳守させるため、必要に応じて、当該登録専門家による誓約書の提出、登録専門家と支援企業の秘密保持契約の締結勧奨等、必要な措置を取るものとする。

#### **（派遣経費）**

第13 登録専門家の派遣に要する経費は、専門家への謝金として、派遣時間1単位（2時間）につき15,000円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

#### **（派遣経費の負担）**

第14 一般枠の支援企業は、専門家派遣に要する経費の2分の1相当額を負担しなければな

らない。

- 2 DX・省力化枠及び小規模事業者枠の支援企業は、専門家派遣に要する経費の4分の1相当額を負担しなければならない。
- 3 創業者枠の支援企業は、専門家派遣に要する経費の負担はないものとする。
- 4 理事長は、登録専門家を派遣するに当たり、支援企業が負担する金額は、原則として事前に一括請求する手続を行うものとする。

#### **（実施計画の変更）**

- 第15 登録専門家は、専門家派遣事業実施計画を変更しようとするときは、支援企業と協議の上、専門家派遣事業実施変更計画書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の協議により実施計画を変更しようとするとき、支援企業は、専門家派遣事業実施変更申出書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。
  - 3 理事長は、専門家派遣事業実施計画の変更がやむを得ないと認める場合は、計画の変更を承認するものとする。
  - 4 第1項の実施変更計画書及び第2項の変更申出書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

#### **（報告書等の提出）**

- 第16 登録専門家は、専門家派遣事業終了後速やかに専門家派遣事業業務報告書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。
- 2 支援企業は、専門家派遣事業終了後速やかに専門家派遣事業終了報告書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。
  - 3 第1項の業務報告書及び第2項の終了報告書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

#### **（支援企業にかかる経費の精算）**

- 第17 理事長は、支援企業の負担する金額を精算し、過不足が生じた場合、追加請求又は返戻する手続を行うものとする。
- 2 理事長は、事業報告書の内容を審査し、登録専門家からの請求書（様式第12-1号又は第12-2号）に基づいて、経費支払いの手続を行うものとする。
  - 3 前項の請求書の提出は、郵送、持参又は電子メールにより行うことができる。

#### **（成果の帰属）**

- 第18 本事業によって得られた総ての成果の所有権は、原則として支援企業に帰属するものとする。

#### **（事業効果等の確認）**

- 第19 理事長は、一定期間経過後、支援企業に事業効果を確認するものとする。

#### **（補 則）**

第20 この要領に定めるものの他、小規模事業者枠について実施要綱を定めるなど必要な事項については、別に定めるものとする。

（附 則）

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。